

令和 3 年 9 月 議会

総務財政委員会報告資料

目 次

- | | | |
|---|---|------|
| 1. 博多区役所駐車場等整備計画の検討状況について | … | 1 頁 |
| 2. 持続可能な地域コミュニティづくりに向けた今後の取組みについて
【別冊資料】共創のまちづくり推進検討委員会 報告 | … | 4 頁 |
| 3. 第11次福岡市交通安全計画(案)について
【別冊資料】第11次福岡市交通安全計画(案) | … | 7 頁 |
| 4. 市民体育館解体・改修工事に伴う契約の締結について | … | 11 頁 |

市 民 局

1. 博多区役所駐車場等整備計画の検討状況について

1 博多区新庁舎等整備基本計画(抜粋) [平成 30 年 6 月 第 1 委員会報告]

◆駐車場・駐輪場の現状と課題

- ・現在の博多区役所の駐車場台数等は、右表のとおり。
- ・現在、保健福祉センター専用の来庁者駐車場が確保されておらず、現区役所の立体駐車場(77 台)では不足する。
- ・繁忙期(3・4 月)には、駐車場・駐輪場が満車になり、前面道路渋滞の課題がある。

	来庁者用	庁用車	来庁者駐輪場 (バイク含む)
区役所	77 台	27 台	114 ㎡
保健福祉センター	※	9 台	なし
合計	77 台	36 台	114 ㎡ (約 70 台分)
	113 台		

※保健福祉センターの来庁者駐車場は、H29.6～廃止

◆駐車場・駐輪場の基本計画

- ・現在の立体駐車場を改築して、来庁者用及び庁用車用駐車場を確保する。
(適切な台数等については、費用対効果等を踏まえ検討)
- ・立体駐車場を民間事業者に貸し付けるなどして、歳入確保を図る。
- ・駐輪場は、立体駐車場 1 階部分などに適切な面積を確保する。

2 駐車場等整備計画(案)

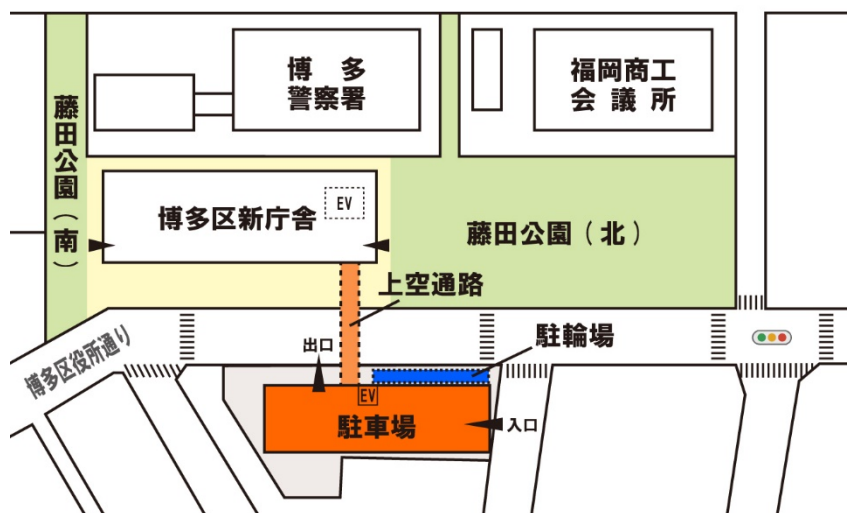
◆駐車場の整備計画

(混雑・満車・渋滞への対応)

- ・費用対効果等を踏まえた上で、必要な台数を確保できる立体駐車場を整備
- ・交通量の多い博多区役所通りの渋滞緩和や駐車場内の混雑緩和のため出口と入口を分けて設置

◆駐輪場の整備計画

- ・自転車を効率的に駐輪でき、出し入れしやすいラック式駐輪場を整備
- ・駐輪場位置が分かりやすい、立体駐車場敷地の博多区役所通り沿いに配置
(ラック式駐輪場：約 110 台) ※バイク置場は新庁舎敷地内に整備(11 台)



◆上空通路の整備計画(安全・安心・利便性向上)

- ・道路を横断せず、駐車場と区役所間を安全に行き来できる上空通路を整備
- ・来庁者の利便性に最も有効な新庁舎の 2 階エレベーターホール近くと立体駐車場の 3 階を上空通路で接続

3 駐車場整備台数の検討

来庁者が最も多い繁忙期（3.4月）にも十分な駐車台数となるよう、必要台数147台を上回る 160台程度を整備する。

【必要台数の内訳】

・来庁者用駐車場	106台（繁忙期における試算）
・庁用車用駐車場	41台（庁用車台数）※予備車等含む
	147台

【繁忙期における試算】

A：来庁車両台数(台/日) (a：駐車時間)	B：混雑率 (%)	C：区役所 滞在時間(分)	必要台数(台) (A)×(B)×(C)/60
836	—	—	105.2
343 (30分未満：41%)	14.24%	30	24.4
493 (30分以上：59%)		69	80.8

A：最も利用が多かった日の駐車台数（平成30年度～令和2年度の駐車場利用実績：平成31年4月5日）

a：当該月の駐車時間実績の按分

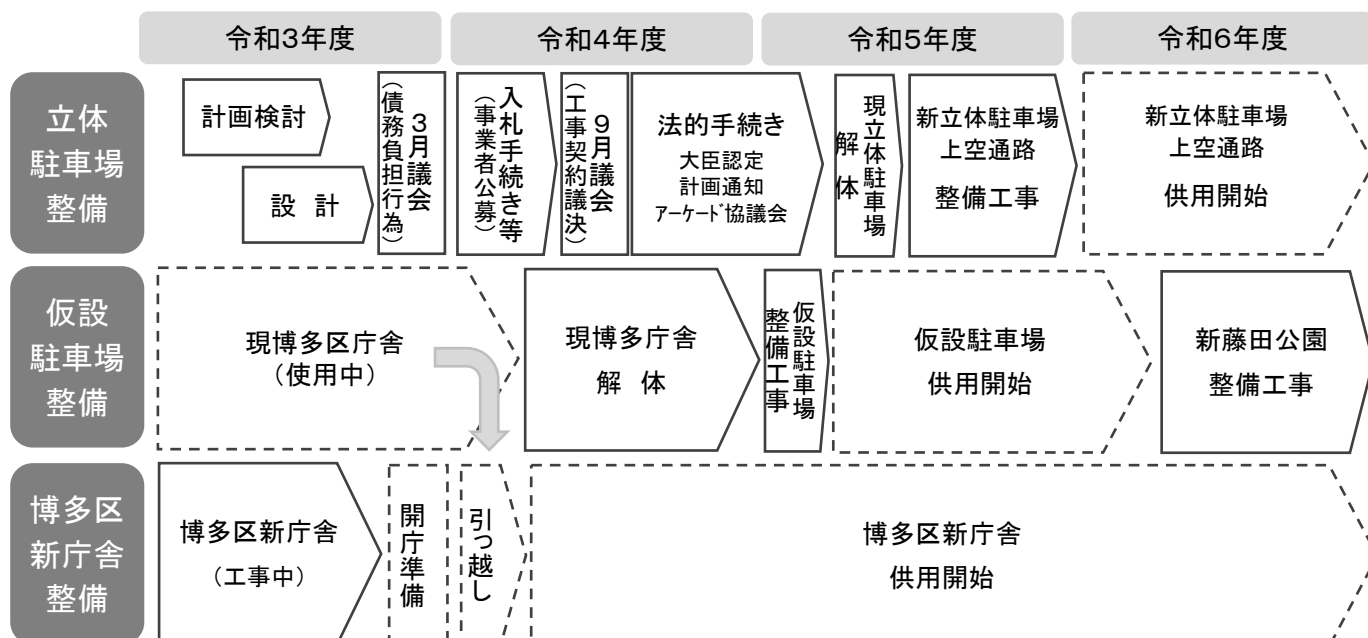
B：来庁者が最も多かった時間帯（13時台）の来庁者割合（平成30年度 区役所来庁者実態調査）

C：駐車時間が30分未満の場合は30分、駐車時間が30分以上の場合は平均駐車時間である69分と設定（平成31年4月の駐車場利用実績）

4 概算事業費等

- ・立体駐車場：自走式（4層5段）約500,000千円
- ・上空通路：鉄骨造（平屋建て）約80,000千円

5 今後の想定スケジュール



2. 持続可能な地域コミュニティづくりに向けた今後の取組みについて

1 福岡市の地域コミュニティ施策

平成 16 年度に自治協議会制度を創設し、市と自治協議会との共働によるまちづくりを進めてきた。28 年度からは、自治協議会と市がパートナーとして、企業や商店街、NPO、大学など様々な主体と地域の未来を共に創る「共創」のまちづくりを推進している。

2 地域コミュニティに関する課題

- 市民の価値観や生活様式が多様化する中で、地域コミュニティへの関心の低下や住民同士のつながりの希薄化が見られ、自治協議会や自治会・町内会では、地域活動の参加者の固定化や役員の固定化・高齢化が課題となっている。
- 一部の団体において、運営の透明性が確保されていない、活動内容が住民に十分に伝わっていないことが、地域活動への理解や参加が進まない一因となっている。
- 自治会・町内会は、制度上明確な位置づけがない任意の組織であることから、加入呼びかけの妨げになっているとの声がある。

3 「福岡市共創のまちづくり推進検討委員会」における検討結果

(1) 検討の経緯

持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、自治協議会や自治会・町内会の位置づけや地域への支援のあり方などについて検討するため、令和 2 年 6 月に「福岡市共創のまちづくり推進検討委員会」を設置。令和 2 年 7 月～令和 3 年 5 月の間に全 6 回開催し、7 月 5 日に市へ報告書が提出された。

(2) 委員

自治協議会会長、自治会・町内会長、公民館長、地域活動実践者、企業や NPO の代表者、学識経験者の 10 名で構成

(3) 報告書の概要 ※詳細は、別冊資料「共創のまちづくり推進検討委員会 報告」のとおり

- 地域コミュニティには「命を守る」、「暮らしを豊かにする」、「地域を創る」といった固有の価値があり、これらを守り、継承していくことが必要。
- 持続可能な地域コミュニティを実現するため、「地域コミュニティの価値を共有」した上で、「自治協議会や自治会・町内会への支援」、共創を進める「市の意識改革」が必要。
- 地域コミュニティの価値の共有のため、「情報発信」、「場づくり」、「条例などによる位置づけ」の取組みが必要。
- 自治協議会や自治会・町内会への支援のため、「地域活動への参加促進」、「担い手の負担軽減」の取組みが必要。
- 市の意識改革のため、「地域コミュニティとのパートナーシップの強化」、「依頼事項の整理・削減」の取組みが必要。

4 今後の取組み（案）

(1) 条例の検討

地域コミュニティ固有の価値を広く市民と共有し、次代に継承するとともに、共創のまちづくりを推進するために、地域コミュニティに関する条例の制定を検討する。

[条例に規定する主な事項案]

(1) 基本理念

- ・地域コミュニティ固有の価値を共有し、継承していく
- ・市民が、地域コミュニティの一員として、地域活動に取り組む
- ・市民、自治会・町内会、自治協議会などの多様な主体と市が連携する
- ・市民の多様性や自主性を尊重する

(2) 各主体の役割

① 市民

- ・地域に関心を持ち、地域活動に参加するよう努める

② 自治会・町内会

- ・市民のつながりや支え合いを促進するよう努める
- ・民主的かつ透明性のある運営や、住民が参加しやすい環境づくりに努める

③ 自治協議会

- ・市と対等な立場で良好な地域コミュニティの維持・形成に努める
- ・民主的かつ透明性のある運営や、校区内の各団体が活動しやすい環境づくりに努める

(3) 市の責務

- ・地域コミュニティの活性化のために必要な施策を実施する
- ・市の施策に対して協力を求める際は、地域の負担が過重とならないようにする
- ・職員に地域コミュニティへの理解を深めるための研修等を実施するとともに、地域活動への参加を促す

(2) 条例以外の施策の方向性

地域コミュニティを持続可能なものとするため、地域コミュニティの中心となる自治協議会や自治会・町内会に対する効果的な支援を検討する。

① 自治協議会支援

- ・地域の特性に応じた主体的な取組みを促進するとともに、自治協議会の安定的な運営を支援するため、自治協議会共創補助金の運用のさらなる柔軟化を検討する。

② 自治会・町内会支援

- ・地域の実情に応じた主体的な取組みを支援するため、地域デビュー応援事業を拡充したより効果的な支援策を検討する。

③ 地域活動への参加促進

- ・市民が、自治協議会や自治会・町内会を身近に感じ、地域活動への関心が高まるように、自治協議会や自治会・町内会が行う情報発信の支援の強化や、地域情報を一元的に発信する仕組みづくりを検討する。

④ 担い手の負担軽減

- ・市から地域への依頼に係るルールを策定し、地域と意見交換を行いながら、依頼事項の削減に向けた取組みを進める。

⑤ 公民館による支援や連携の推進

- ・公民館事業と自治協議会事業の連携推進や地域人材の発掘・育成などを検討する。

5 今後のスケジュール（案）

令和3年9月(委員会終了後)～10月

- ・今後の取組み(上記4)について、各区の自治協議会会長会で説明・意見聴取

同年12月

- ・地域コミュニティに関する条例についてのパブリック・コメント案を総務財政委員会に報告

同年12月(委員会終了後)～1月

- ・パブリック・コメントを実施

令和4年2月～3月

- ・令和4年度条例案と当初予算案を市議会へ提案

令和4年度

- ・条例の施行、新たな取組みの実施

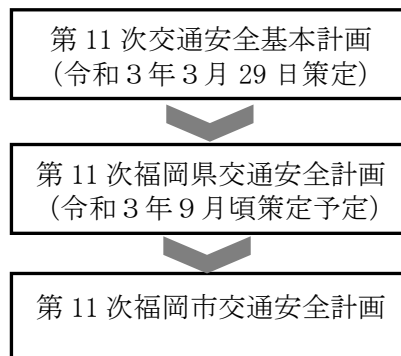
3. 第11次福岡市交通安全計画（案）について

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

交通安全対策基本法に基づき、福岡市における陸上交通（道路、鉄道、踏切道）の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱と、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める計画

上位計画である福岡県交通安全計画に基づくとともに、福岡市の実情を踏まえ、昭和47年以降、10次にわたり計画を策定



(2) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

2 第11次計画の基本理念

- (1) 交通事故のない社会を目指した取組みの実施
- (2) 人優先の交通安全思想を基本とした施策の推進
- (3) 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

3 これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項

- (1) 人手不足への対応
- (2) 先進技術導入への対応
- (3) 高まる安全への要請と交通安全
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

4 計画の内容

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通の安全についての目標

1 道路交通事故の現状

第10次計画期間中における交通事故発生件数、死者数、負傷者数の推移

年	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数（件）	10,633	10,072	8,821	7,758	6,213
うち自転車事故	2,246	2,271	1,859	1,770	1,439
うち飲酒運転事故	46	43	41	39	31
死者数（人）	31	20	23	18	14
うち高齢者	11	12	14	9	9
負傷者数（人）	13,522	12,477	10,912	9,466	7,483

(参考) 第10次計画の目標と実績

	目標	実績(令和2年)
年間の交通事故死者数	20人以下	14人
年間の交通事故発生件数	9,500件以下	6,213件
年間の自転車事故発生件数	2,100件以下	1,439件
飲酒運転による交通事故	撲滅	31件

第10次計画期間中における主な事故の特徴

- (1) 全交通事故の57.5%が交差点及び交差点付近で発生し、脇見運転等による事故の割合が全体の67.2%
- (2) 高齢者が関連する交通事故が全体の4分の1、死者数のうち約半数が高齢者
- (3) 高齢運転者の交通事故件数は減少傾向だが、高齢運転者の交通事故発生件数の割合が増加傾向
- (4) 自転車関連事故は、県や全国に比べると、人口当たりの発生件数が高い
- (5) 県内の自転車関連事故の43.9%が福岡市内で発生、交通事故発生件数に占める自転車関連事故の割合は県下平均と比較すると高い
- (6) 自転車関連事故の72.8%が交差点及び交差点付近で発生
- (7) 飲酒運転による交通事故は減少傾向にあるが、年間で30件以上発生

2 今後の道路交通安全対策を考える視点

<重視すべき視点>

- (1) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- (2) 高齢者及び子どもの安全確保
- (3) 生活道路における安全確保
- (4) 飲酒運転の撲滅
- (5) 先端技術の活用推進
- (6) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (7) 地域が一体となった交通安全対策の推進

3 第11次計画における目標

- (1) 交通事故死者数及び交通事故発生件数
令和7年までに、年間の交通事故死者数 11人以下
年間の交通事故発生件数 5,700件以下
- (2) 自転車事故発生件数
令和7年までに、年間の自転車事故発生件数 1,300件以下
- (3) 飲酒運転による交通事故
不断の取組みを進め、飲酒運転の撲滅(ゼロ)を目指す

第2節 講じようとする施策

第10次計画に引き続き、国の交通安全基本計画の8つの項目に、市独自で「飲酒運転の撲滅」「自転車安全利用の推進」の2項目を加え、交通安全対策を推進します。

※ 二重線は市独自の項目

1 飲酒運転の撲滅＜福岡県警察、市民局、各区役所＞

- 飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進
- 飲酒運転取締りの強化
- 運転者教育等の充実
- 自動車運送事業者に対する指導監督の充実等

2 自転車安全利用の推進＜福岡国道事務所、福岡県警察、市民局、こども未来局、保健福祉局、道路下水道局、各区役所、教育委員会＞

- 自転車利用環境の総合的整備
- 交通安全教育及び指導・啓発
- 自転車の安全性の確保
- 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進 など

3 道路交通環境の整備＜福岡運輸支局、九州総合通信局、福岡国道事務所、福岡県警察、市民局、こども未来局、保健福祉局、住宅都市局、道路下水道局、港湾空港局、各区役所、教育委員会＞

- 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 幹線道路における交通安全対策の推進
- 交通安全施設等の整備事業の推進
- 高齢者等の移動手手段の確保
- 歩行空間のユニバーサルデザイン化
- 無電柱化の推進
- 効果的な交通規制の推進 など

4 交通安全思想の普及徹底＜福岡県警察、総務企画局、市民局、こども未来局、保健福祉局、経済観光文化局、各区役所、教育委員会＞

- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 効果的な交通安全教育の推進
- 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 など

5 安全運転の確保＜九州産業保安監督部、福岡運輸支局、福岡管区气象台、福岡中央労働基準監督署、福岡国道事務所、福岡県警察、市民局、保健福祉局、各区役所、消防局＞

- 運転者教育等の充実
- 運転免許業務の改善
- 安全運転管理の推進
- 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 など

- 6 **車両の安全性の確保**＜福岡運輸支局、市民局、各区役所＞
 - 先進安全自動車（ASV）の普及の促進
 - 自動車アセスメント情報の提供等
 - 自動車の検査及び点検整備の充実
 - リコール制度の充実・強化

- 7 **道路交通秩序の維持**＜福岡県警察、市民局、各区役所、教育委員会＞
 - 交通指導取締りの強化等
 - 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
 - 暴走族等対策の推進

- 8 **救助・救急活動の充実**＜保健福祉局、消防局、教育委員会＞
 - 救助・救急体制の整備
 - 救急医療体制の整備
 - 救急関係機関の協力関係の確保等

- 9 **被害者支援の充実と推進**＜福岡運輸支局、福岡県警察、市長室、市民局、保健福祉局＞
 - 自動車損害賠償保障制度の周知等
 - 損害賠償の請求についての援助等
 - 交通事故被害者等支援の充実強化

- 10 **道路交通事故要因の総合的な調査分析の推進**＜福岡県警察＞

第2章 鉄道交通の安全＜九州運輸局、福岡管区气象台、消防局、交通局＞

第2節 講じようとする施策

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
- 4 救助・救急活動の充実

第3章 踏切道における交通の安全＜九州運輸局、福岡県警察、道路下水道局＞

第2節 講じようとする施策

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置

5 今後のスケジュール

- 令和3年 9月 委員会報告
パブリック・コメントの実施
- 令和3年 11月 福岡市交通安全対策会議開催
- 令和4年 2月 議会報告

4. 市民体育館解体・改修工事に伴う契約の締結について

本件は、市民体育館の解体・改修工事に伴う、以下の2件の工事請負契約について、契約金額が3億円以上5億円未満のため、委員会報告を行うものである。

番号	工事件名	落札業者
(1)	市民体育館第2工区解体工事	博栄・橋本・大東和建設工事共同企業体 (代表者) 福岡市博多区比恵町2番1-203号 株式会社 博栄建設 代表取締役 秋好 正成 (構成員) 福岡市東区箱崎ふ頭四丁目2番86号 株式会社 橋本組 代表取締役 橋本 直樹 福岡市東区松島一丁目1番29号 株式会社 大東和 代表取締役 大松 樹美江
(2)	市民体育館改修空調設備工事	シナノ・福設建設工事共同企業体 (代表者) 福岡市西区今宿東一丁目5番8号 シナノ設備株式会社 代表取締役 中川 法人 (構成員) 福岡市南区塩原四丁目1番7号 株式会社 福設 代表取締役社長 高場 康一

(1) 市民体育館第2工区解体工事請負契約の締結について

1 契約概要

工事件名	市民体育館第2工区解体工事	
工事概要	○第2競技場の解体工事一式 ・鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地下1階地上3階建 延床面積:3,061㎡ ・その他附帯施設及び外構撤去、整地整備等	摘要(別途工事)
		○第1工区解体工事 ○改修工事 ○改修内部体育施設工事 ○屋上防水改良工事 ○改修電気工事 ○改修空調設備工事 ○改修衛生設備工事 ○改修都市ガス設備工事委託
工事場所	福岡市博多区東公園8番2号	
工事期間	令和3年6月10日から令和4年7月31日まで	
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札	
開札年月日	令和3年6月7日	
契約年月日	令和3年6月9日	
落札者	博栄・橋本・大東和建設工事共同企業体	
契約価額	356,508,900円 (うち消費税及び地方消費税相当額 32,409,900円)	
予定価格	396,121,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 36,011,000円)	
最低制限価格	356,508,900円 (うち消費税及び地方消費税相当額 32,409,900円)	

【参考】入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場	博栄・橋本・大東和建設工事共同企業体	
	溝江・三和・池建設工事共同企業体	
	黒木・イシキヨ・ライフワーク建設工事共同企業体	
	匠・内川・坂口建設工事共同企業体	
	アスミオ・蓮池・ダイアン建設工事共同企業体	

2 入札結果

(1)技術評価点の内訳

評価項目			配点	落札者		
				名称	博栄・橋本・大東和建設工事共同企業体	
				区分	提案数	点数
提案項目	技術提案	項目1 建物解体作業時における騒音・振動対策について (最大5提案まで) [着目点] 本工事は住宅等が近接した場所での解体工事であるため、基礎や上部の躯体及び内装の解体時に発生する騒音・振動に対し、十分な対策を講じる事が重要となる。 このことから、建物解体作業時における騒音・振動対策について、より具体的で有効な提案を求める。	10	A(2.0)	2	8.5
				B(1.5)	3	
				C(1.0)	0	
				D(0.5)	0	
				E(加点無し)	0	
	項目2 解体作業時における労働災害防止対策について (最大5提案まで) [着目点] 本工事は、上屋及び地下部の解体を行うものであり、工事工程や使用される資材・重機等が多くなる事から、作業場の安全や重機との接触などを考慮した解体作業時の労働者災害を防止する対策を講じることが重要となる。 このことから、解体作業時における労働災害防止対策について、より具体的で有効な提案を求める。	10	A(2.0)	0	7.5	
			B(1.5)	5		
			C(1.0)	0		
			D(0.5)	0		
			E(加点無し)	0		
小計 a			20.0	16.0		
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績の実績	6	4.400		
		工事成績優良業者の表彰実績				
		同種工事の施工実績				
		建設業労働災害防止協会加入状況				
	技術者の能力	資格の保有状況	2	1.000		
		同種工事の施工経験				
	社会・地域貢献	社会貢献・政策貢献	4.5	3.917		
		災害対策協力企業				
		本店所在地				
	社会・信頼性の企業性	競争入札参加停止措置状況	(-2) [※]	減点無し		
小計 b			12.5	9.317		
加算点 a+b			32.5	25.317		
標準点 c			100	100		
技術評価点A (a+b+c)			132.5	125.317		

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

(2)入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)	324,099,000
------------------------------------	-------------

(3)評価値

評価値 $A/B \times \alpha$ (α は数値調整のための係数) (予定価格1億円以上10億円未満の場合、 $\alpha = 100,000,000$)	38.6662
--	---------

(単位:点)

溝江・三和・池建設工事 共同企業体			黒木・イシキヨ・ライフワーク建設工事 共同企業体			匠・内川・坂口建設工事 共同企業体			アスミオ・蓮池・ダイアン建設工事 共同企業体						
名称	区分	提案数	点数	名称	区分	提案数	点数	名称	区分	提案数	点数	名称	区分	提案数	点数
	A(2.0)	2	8.5		A(2.0)	1	8.0		A(2.0)	2	7.0		A(2.0)	0	0.0
	B(1.5)	3			B(1.5)	4			B(1.5)	2			B(1.5)	0	
	C(1.0)	0			C(1.0)	0			C(1.0)	0			C(1.0)	0	
	D(0.5)	0			D(0.5)	0			D(0.5)	0			D(0.5)	0	
	E(加点無し)	0			E(加点無し)	0			E(加点無し)	1			E(加点無し)	4	
	A(2.0)	0	7.0		A(2.0)	0	7.5		A(2.0)	0	7.5		A(2.0)	0	2.5
	B(1.5)	4			B(1.5)	5			B(1.5)	5			B(1.5)	1	
	C(1.0)	1			C(1.0)	0			C(1.0)	0			C(1.0)	1	
	D(0.5)	0			D(0.5)	0			D(0.5)	0			D(0.5)	0	
	E(加点無し)	0			E(加点無し)	0			E(加点無し)	0			E(加点無し)	2	
15.5				15.5				14.5				2.5			
2.711				3.267				2.712				2.900			
1.000				1.000				1.000				2.000			
2.666				1.833				2.750				2.917			
減点無し				減点無し				減点無し				減点無し			
6.377				6.100				6.462				7.817			
21.877				21.600				20.962				10.317			
100				100				100				100			
121.877				121.600				120.962				110.317			

324,099,000	324,099,000	324,099,000	324,099,000
-------------	-------------	-------------	-------------

37.6048	37.5193	37.3225	34.0380
---------	---------	---------	---------

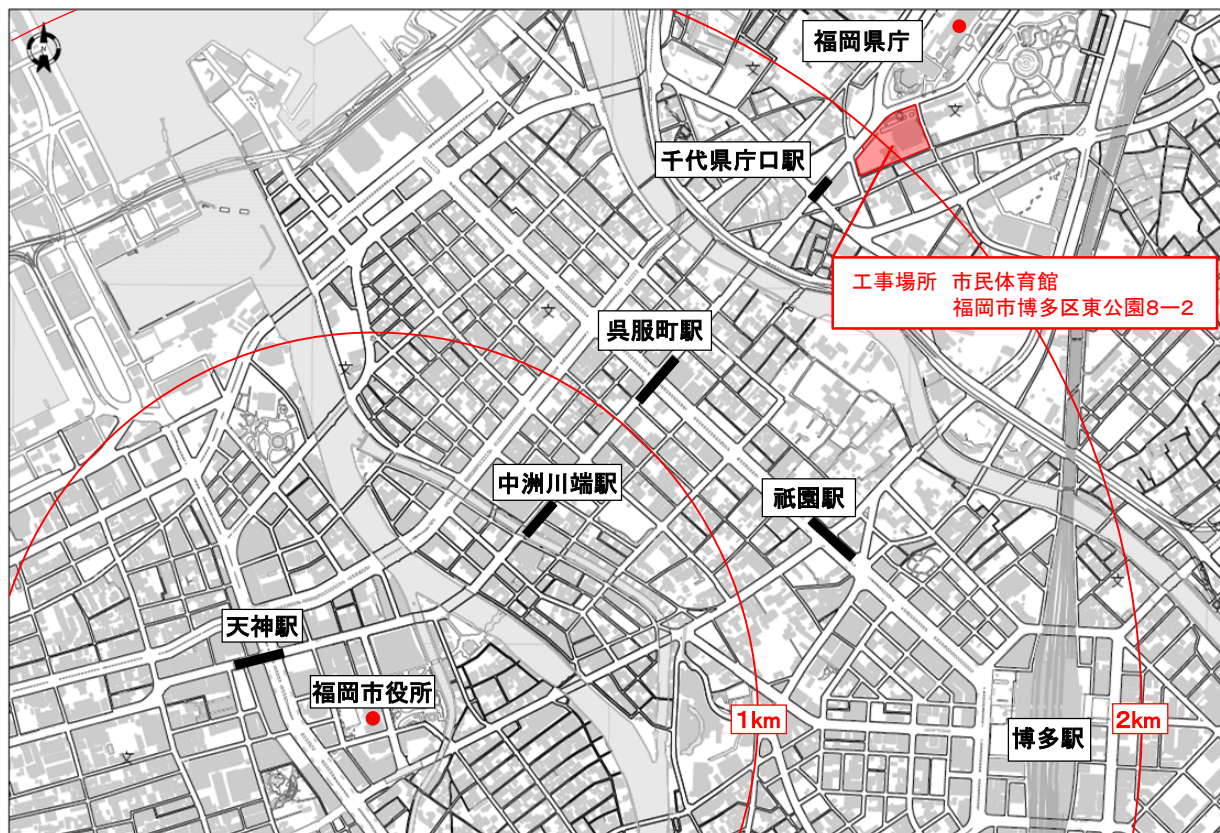
3 落札者の技術提案の概要

項目 1	建物解体作業時における騒音・振動対策について
	本工事は住宅等が近接した場所での解体工事であるため、基礎や上部の躯体及び内装の解体時に発生する騒音・振動に対し、十分な対策を講じる事が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。
項目 2	解体作業時における労働災害防止対策について
	本工事は、上屋及び地下部の解体を行うものであり、工事工程や使用される資材・重機等が多くなる事から、作業場の安全や重機との接触などを考慮した解体作業時の労働者災害を防止する対策を講じることが重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。

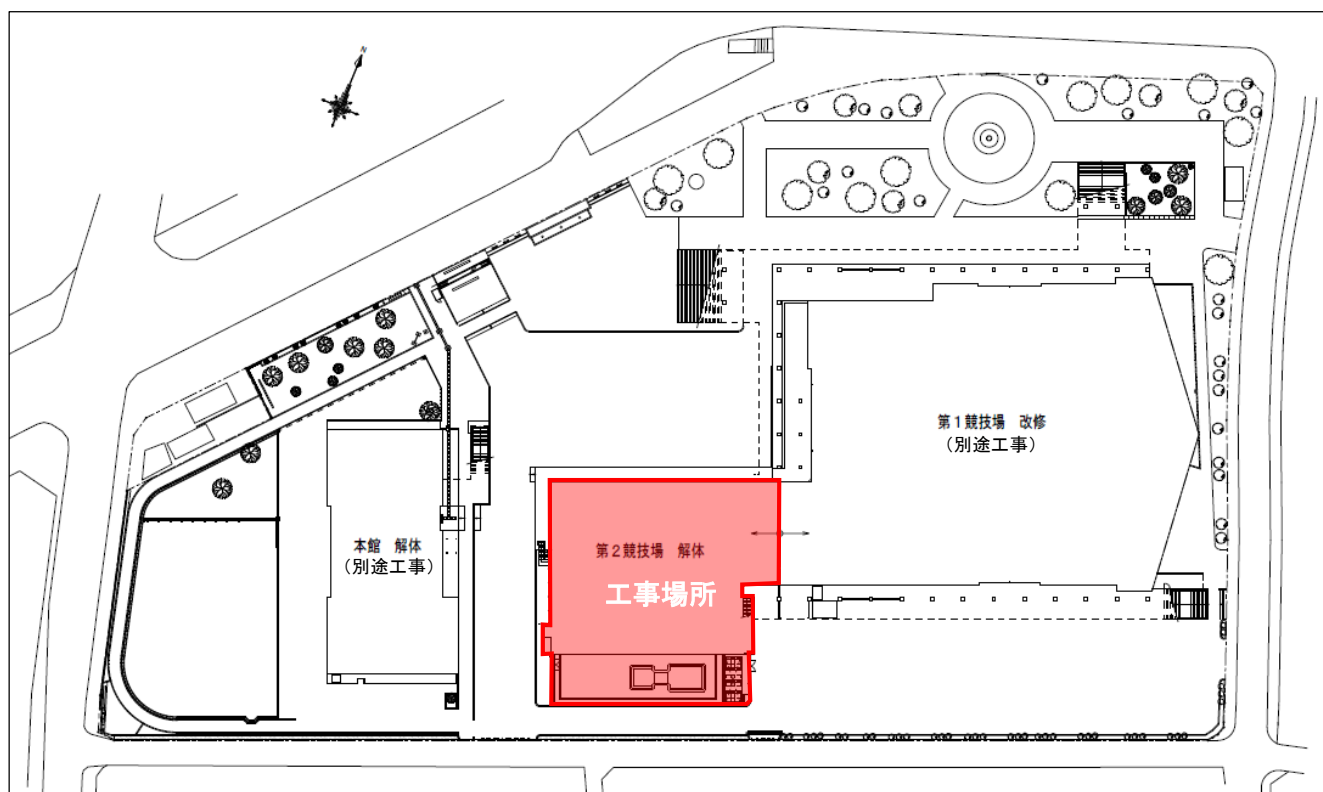
(参考)企業評価項目の内容

評価項目		評価内容
企業の 施工 能力	工事成績の実績	平成23年4月1日～令和3年4月7日の間に、福岡市が評定通知した建築または解体工事の任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	工事成績優良業者の表彰実績	平成31年4月8日～令和3年4月7日の間に、福岡市が建築または解体工事において、工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。 ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	同種工事の施工実績	平成23年4月1日～令和3年4月7日の間に竣工したRC造・SRC造の解体工事または同様の解体を含む建築工事(同様の解体を含む建築工事には、内部改修工事や耐震改修工事等で行うRC壁等の部分的な撤去は含まない)の施工実績により評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	建設業労働災害防止協会加入状況	建設業労働災害防止協会加入者を優位に評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
技術 者の 能力	資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
	同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に平成23年4月1日～令和3年4月7日の間に竣工したRC造・SRC造の解体工事または同様の解体を含む建築工事(同様の解体を含む建築工事には、内部改修工事や耐震改修工事等で行うRC壁等の部分的な撤去は含まない)の施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る)があれば優位に評価する。
社会 地域 貢献 ・ 貢献	社会貢献・政策貢献	福岡市から「障がい者雇用促進事業」、「環境配慮型事業所支援事業」、「次世代育成・男女共同参画支援事業」、「協力雇用主支援事業」、「消防団協力事業所支援事業」、「ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	災害対策協力企業	今年度4月1日時点における福岡市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属し、当該業種の特性を活かした防災活動を行う企業を優位に評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	本店所在地	入札公告日時点で本市に本店が所在し、また、公告日における本市競争入札有資格者名簿に登録された期間(地場としての継続期間)が長い企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
信企 社 会 性 の 性	競争入札参加停止措置状況	令和元年8月1日以降に、競争入札参加停止等の措置を受けた者で、公告日に、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間が係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点の減点)

○ 位置図



○ 施設配置図



(2) 市民体育館改修空調設備工事請負契約の締結について

1 契約概要

工事件名	市民体育館改修空調設備工事	
工事概要	○市民体育館改修工事に伴う空調設備工事一式 主な改修内容 ・熱源機器の新設 ・個別空調機の更新 ・換気設備の新設 ・自動制御機器の新設 等	摘要(別途工事)
		○第1工区解体工事 ○第2工区解体工事 ○改修工事 ○改修内部体育施設工事 ○屋上防水改良工事 ○改修電気工事 ○改修衛生設備工事 ○改修都市ガス設備工事委託
工事場所	福岡市博多区東公園8番2号	
工事期間	令和3年7月16日から令和4年3月15日まで	
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札	
開札年月日	令和3年7月13日	
契約年月日	令和3年7月15日	
落札者	シナノ・福設建設工事共同企業体	
契約価額	341,000,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 31,000,000円)	
予定価格	344,685,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 31,335,000円)	
最低制限価格	310,216,500円 (うち消費税及び地方消費税相当額 28,201,500円)	

【参考】 入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場	シナノ・福設建設工事共同企業体	
	千代田・トキワ工業建設工事共同企業体	他案件落札

2 入札結果

(単位:点)

(1)技術評価点の内訳

評価項目			配点	落札者		
				名称	シナノ・福設建設工事 共同企業体	
				区分	提案数	点数
提案項目	技術提案	項目1 機材の搬入・据付作業時における変形・損傷防止対策について (最大5提案まで) [着目点] 本工事は、ユニット型空調和機をはじめとする重量機器や配管ダクト類を新設する作業が多いことから、それら機材の搬入・据付作業時に損傷や変形を与えないように品質管理を行うことが重要である。 このことから、機材の搬入・据付作業時における変形・損傷防止対策について、より具体的で有効な提案を求める。	10	A(2.0)	0	4.5
				B(1.5)	0	
				C(1.0)	4	
				D(0.5)	1	
				E(加点数無し)	0	
	項目2 屋外高所作業時における労働災害防止対策について (最大5提案まで) [着目点] 本工事は、外壁架空ダクト・配管の施工など、仮設足場を使用しての屋外高所作業が多いことから、屋外高所作業時における労働者の安全対策が重要である。 このことから、屋外高所作業における労働災害防止対策について、より具体的で有効な提案を求める。	10	A(2.0)	0	4.5	
			B(1.5)	1		
			C(1.0)	3		
			D(0.5)	0		
			E(加点数無し)	1		
小計 a			20.0	9.0		
企業評価項目	企業施工能力	工事成績の実績	6	4.233		
		工事成績優良業者の表彰実績				
		同種工事の施工実績				
		品質管理への取り組み				
	技術者の能力	資格の保有状況	2	2.000		
		同種工事の施工経験				
	社会貢献・地域貢献	社会貢献・政策貢献	4.5	2.625		
		災害対策協力企業				
		本店所在地				
	社会・信頼性の企業性	競争入札参加停止措置状況	(-2)※	減点無し		
小計 b			12.5	8.858		
加算点 a+b			32.5	17.858		
標準点 c			100	100		
技術評価点A (a+b+c)			132.5	117.858		

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

(2)入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)	310,000,000
------------------------------------	-------------

(3)評価値

評価値 $A/B \times \alpha$ (α は数値調整のための係数) (予定価格1億円以上10億円未満の場合、 $\alpha = 100,000,000$)	38.0187
--	---------

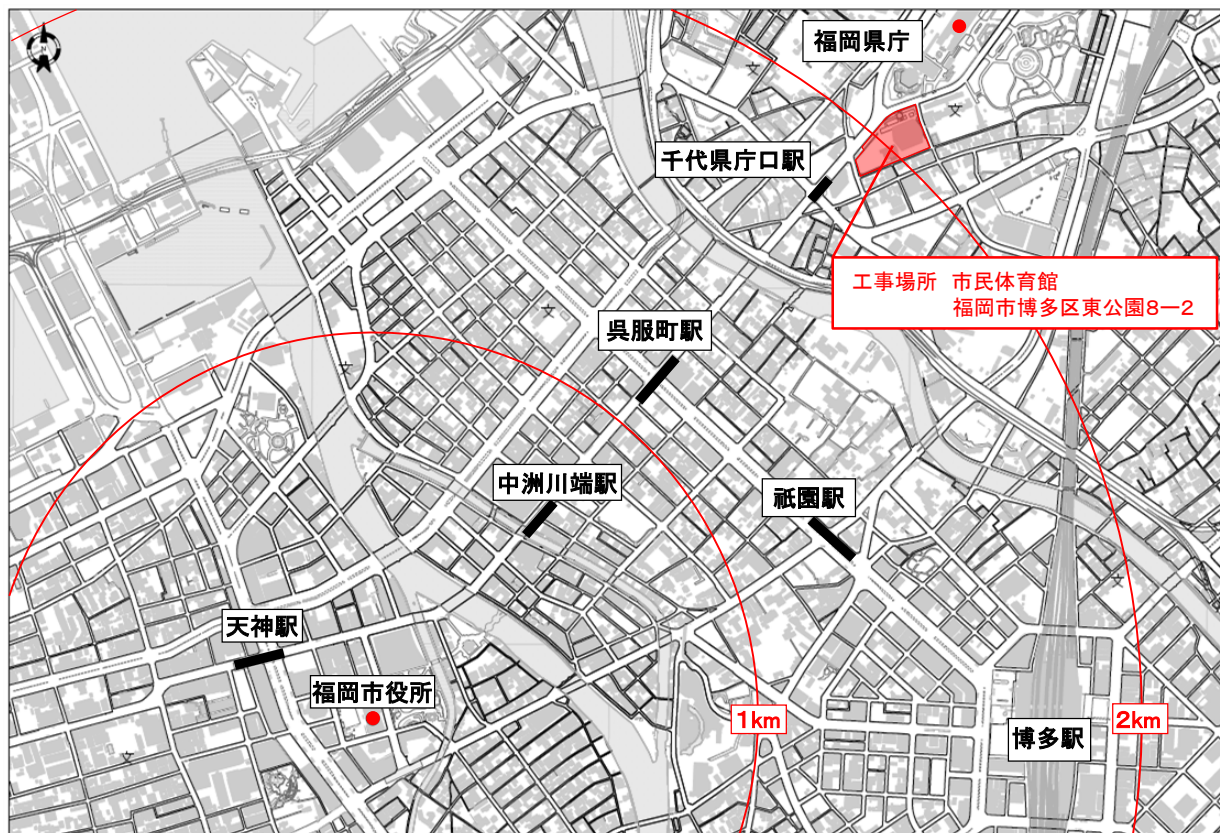
3 落札者の技術提案の概要

項目 1	<p>機材の搬入・据付作業時における変形・損傷防止対策について</p> <p>本工事は、ユニット型空気調和機をはじめとする重量機器や配管ダクト類を新設する作業が多いことから、それら機材の搬入・据付作業時に損傷や変形を与えないように品質管理を行うことが重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>
項目 2	<p>屋外高所作業時における労働災害防止対策について</p> <p>本工事は、外壁架空ダクト・配管の施工など、仮設足場を使用しての屋外高所作業が多いことから、屋外高所作業時における労働者の安全対策が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>

(参考)企業評価項目の内容

評価項目		評価内容
企業 の 施 工 能 力	工事成績の実績	平成23年4月1日～令和3年5月19日の間に、福岡市が評定通知した管工事の任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	工事成績優良業者の表彰実績	令和元年5月20日～令和3年5月19日の間に、福岡市が管工事において、工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	同種工事の施工実績	平成23年4月1日～令和3年5月19日の間に竣工した建築附帯(住宅除く)空調設備工事(新設工事除く)の施工実績により評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	品質管理への取り組み	ISO9001の取得があれば優位に評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
技 術 者 の 能 力	資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
	同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に平成23年4月1日～令和3年5月19日の間に竣工した建築附帯(住宅除く)空調設備工事(新設工事除く)の施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る)があれば優位に評価する。
社 会 域 貢 献 ・	社会貢献・政策貢献	福岡市から「障がい者雇用促進事業」、「環境配慮型事業所支援事業」、「次世代育成・男女共同参画支援事業」、「協力雇用主支援事業」、「消防団協力事業所支援事業」、「ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	災害対策協力企業	今年度4月1日時点における福岡市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属し、当該業種の特性を活かした防災活動を行う企業を優位に評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	本店所在地	入札公告日時点で本市に本店が所在し、また、公告日における本市競争入札有資格者名簿に登録された期間(地場としての継続期間)が長い企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
企 業 の 社 会 性 ・	競争入札参加停止措置状況	令和元年8月1日以降に、競争入札参加停止等の措置を受けた者で、公告日に、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間に係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点の減点)

○ 位置図



○ 施設配置図

